

社会生活基本調査規則の一部を改正する省令案に対して提出された意見及び総務省の考え方

(令和3年2月23日～同年3月25日意見募集)

No.	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方	命令等への反映の有無
1	個人	<ul style="list-style-type: none"> 調べる項目に国籍を追加すべき。外国籍か日本国籍か在日外国籍かをはっきりさせないと労働人口統計が詳しく分析できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 調査事項については、社会・経済情勢の変化等を踏まえて検討し、統計委員会における審議等を経て、追加及び廃止を行っています。 改正後の社会生活基本調査規則（昭和56年総理府令第38号）第6条に掲げる調査事項には、御指摘のとおり、同条第1項第4号ニの「就業状態」も含まれますが、同条第1項第3号ヌの「生活行動の種類別時間」により生活時間の使い方を調査することを本調査の主な目的としています。 仮に、「国籍」の調査事項を追加したとしても、この調査の標本規模が外国籍の方も含めて無作為抽出された全国の約19万人であることから、結果の利用に耐えうる十分な精度の確保は難しいと考えられます。 以上のことを総合的に勘案し、原案のとおりといたします。 	無
2	個人	<ul style="list-style-type: none"> 調査事項の追加廃止それぞれの理由を明確にしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> 調査事項については、社会・経済情勢の変化等を踏まえて検討し、統計委員会における審議等を経て、追加及び廃止を行っています。今回の追加及び廃止の理由については以下のとおりです。 <p>【調査事項の追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「慢性的な病気及び長期的な健康問題の状態」及び「日常生活への 	無

No.	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方	命令等への 反映の有無
			<p>支障の程度」は、障害者統計の整備の一環であるとともに、国際比較可能性の向上を含めた利活用の向上の観点から、追加する改正案とするものです。</p> <p>【調査事項の廃止】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「生活行動記入日の天候」、「住居の種類」及び「自家用車の所有の状況」は、行政利用上の活用が確認されなかったなど廃止することによる支障がない点等を踏まえ、調査対象者の記入負担を考慮し、廃止する改正案とするものです。 「介護支援の利用の状況」は、廃止する調査事項として掲げてはおりますが、実質的には、前回（平成28年）調査まで世帯単位で把握していた当該事項について、個人単位でより詳細に把握するように変更するものです。なお、個人単位で介護支援の利用の状況を把握するための調査事項については、本規則上規定されている第6条第1項第4号ハの「介護の状況」において定められるものと整理し、そのため、同規則上調査事項の追加や変更はなく削除のみを行う改正案（同条第1項第5号トの削除）となる点について申し添えます。 	

○提出意見数：2件